

平成30年 7月11日

各 位

萩山口信用金庫

平成30年7月の豪雨にかかる対応について

この度の豪雨により被災された皆さまには、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧をお祈り申し上げます。

萩山口信用金庫は、この度の豪雨により被災された皆さまへの災害復旧へのご支援として、下記の対応をさせていただくこととしましたので、お知らせします。

記

1. 「萩山口しんきん災害復旧融資」の取扱開始

被災された当金庫営業地区内の事業者の方へ、別紙1のとおり金融面からご支援させていただきます。

2. 「萩山口しんきん災害復旧ローン」の取扱開始

被災された当金庫営業地区内にお住まい、またはお勤めの個人の方へ、別紙商品説明書のとおり金融面からご支援させていただきます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

萩山口信用金庫 業務部 (担当 鈴川・山本)

TEL 083-902-2722

中小企業向け「萩山口しんきん災害復旧融資」について

1. ご利用いただける方
 - (1) 平成30年7月の豪雨により被害を受けた事業者
 - (2) 事業所が当金庫の地区内にある方

2. 取扱期間
平成30年7月11日（水）～平成30年12月28日（金）

3. 資金使途
被害にともなう事業再建のために必要な設備資金または運転資金

4. 融資金額
3,000万円以内

5. 貸出形式
手形貸付または証書貸付

6. ご融資金利
 1. 500%
(手形貸付は固定金利、証書貸付は変動金利・自金庫長プラー1.075%)

7. 融資期間
運転資金10年以内（手形貸付は1年以内）
設備資金15年以内

8. 返済方法
証書貸付は、原則元金均等分割返済
手形貸付は、一括返済

9. 保証人・担保
当金庫所定の方法によります

その他の詳細は各営業店窓口でご確認ください。

融資商品説明書

平成30年 7月11日

商品名	萩山口しんきん災害復旧ローン (平成30年7月豪雨災害) (4-11)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の条件をすべて満たす個人の方。 <ol style="list-style-type: none"> (1)平成30年7月の豪雨により被害を受けられた方。 (2)年齢が満20歳以上で安定継続した収入がある方。 (3)当金庫の会員資格を有する方。 <ol style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 (4)(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災からの生活再建にかかる次の資金 <ol style="list-style-type: none"> (1)住宅の補修・修繕費用。 (2)自動車の修理・買換費用。 (3)家具・家電等の修理・買換費用。 (4)申込人が当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金。 (借換に伴う繰上完済にかかる手数料を含む) <p>ただし、(1)から(3)のいずれかと併せた申込に限ります。</p> <p>【留意事項】 次のいずれかに該当する資金は、災害復旧ローンの対象にはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)事業性資金 (2)個人間売買による購入資金。 (3)支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業。 (4)支払済み資金。
ご融資金額	500万円以内(1万円単位)
ご融資期間	3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	1.250%(固定金利 保証料含む)
ご返済方法	毎月元金均等・元利均等のいずれかによる分割返済(元金返済据置期間は6ヶ月以内)※ご借入金の50%以内でボーナス返済も可能です。
お支払方法	購入先等に振込みしていただきます。
担保	不要
連帯保証人	不要
お取扱期間	平成30年7月11日から平成30年12月28日まで
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置・・・本商品への苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話083-922-2700)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-35812-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。 ・ ご返済の試算等につきましては当金庫本支店窓口にお問合わせください。

萩山口信用金庫